

一票の格差と 「違憲状態」

弁護士 新山 直行

最近のニュースで、ある裁判所で「合憲」との判決が出た、ある裁判所では「違憲状態」の判決が出たと見聞きしませんでしたか？これは、今年の7月に行われた参議院選挙での「一票の格差」をめぐる裁判の結果です。

一票の格差とは、有権者の人口差によって1人の議員が当選するのに必要な得票数が地域によって異なる結果、有権者の票の価値に差があるという考え方です。合憲という判断は憲法に違反しておらず問題ないという判断ですが、平成23年頃から違憲状態という不思議な判断もなされるようになってきました。もし、違憲と判断されれば選挙は原則として無効となつてし

まいます。そこで、最高裁判所は、現状では憲法の求める趣旨に反しており違憲な状態であるけれど、合理的な期間内のうちには是正をなささい、その間にはつきりとは違憲とはいいませんという考えに至りました。

ある意味、違憲状態ははつきりと違憲といえないところから出てきたマジックワードのようなものです。とはいえ、衆参の両院の選挙では、かねてより違憲・違憲状態であることは指摘されており、そろそろ違憲状態といつて逃げていられる時期が終わりに近づいているのではないでしょうか。そして、国会は裁判所の是正指示に早急に応じる必要があります。